

添付法令資料 3 :

国が決定する貢献目標の達成及び国家開発における温室効果ガス排出抑制のための
カーボンプライシングの実施に関する 2021 年 10 月 29 日付インドネシア共和国
大統領規則 No.98 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 意図、目的及び範囲
 - 第 1 節 意図及び目的 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 2 節 範囲 (第 4 条)
- 第 3 章 国が決定する貢献 (*Nationally Determined Contribution*) 目標達成の方
策
 - 第 1 節 通則 (第 5 条ないし第 21 条)
 - 第 2 節 気候変動の緩和
 - 第 1 款 通則 (第 6 条ないし第 8 条)
 - 第 2 款 気候変動緩和行動計画 (第 9 条ないし第 27 条)
 - 第 3 款 気候変動緩和行動の実施 (第 28 条)
 - 第 4 款 気候変動緩和行動の監視及び評価 (第 29 条及び第 30 条)
 - 第 3 節 気候変動への適応
 - 第 1 款 通則 (第 31 条ないし第 33 条)
 - 第 2 款 気候変動適応行動計画 (第 34 条ないし第 41 条)
 - 第 3 款 気候変動適応行動の実施 (第 42 条)
 - 第 4 款 気候変動適応行動の監視及び評価 (第 43 条及び第 44 条)
- 第 4 章 カーボンプライシング実施の実施規則
 - 第 1 節 通則 (第 45 条ないし第 47 条)
 - 第 2 節 炭素取引 (第 48 条ないし第 54 条)
 - 第 3 節 成果に基づく支払 (第 55 条ないし第 57 条)
 - 第 4 節 炭素に対する徴収 (第 58 条及び第 59 条)
- 第 5 章 透明性フレームワーク
 - 第 1 節 通則 (第 60 条)
 - 第 2 節 測定、報告及び検証 (*Measurement, Reporting, and Verification*) (第
61 条)
 - 第 1 款 測定 (第 62 条ないし第 65 条)
 - 第 2 款 報告 (第 66 条及び第 67 条)
 - 第 3 款 妥当性確認及び検証 (第 68 条)
 - 第 3 節 気候変動抑制の国家レジストリシステム (第 69 条及び第 70 条)
 - 第 4 節 排出削減認証 (第 71 条ないし第 77 条)
- 第 6 章 監視及び評価 (第 78 条ないし第 80 条)

第7章	指導及び資金
第1節	指導（第81条及び第82条）
第2節	資金（第83条）
第8章	運営委員会（第84条）
第9章	経過規定（第85条及び第86条）
第10章	終則（第87条ないし第90条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所